

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。